

事 務 連 絡  
令和 2 年 5 月 18 日

技能実習生監理団体等 各位

静岡県職業能力開発協会  
事 業 課

**外国人技能実習生等向け技能検定試験（随時級・基礎級）の受検計画月の調整について**

日頃より、技能検定試験の実施につきまして、ご理解・ご協力いただき感謝申し上げます。

さて、外国人技能実習制度において、技能検定試験を受検することが必須とされており、その受検申請に当たっては、監理団体または実習実施者が、外国人技能実習機構（以下、機構）が運営する「受検手続支援サイト（以下、支援サイト）」での申請が必要となっております。

当協会は、機構が承認した受検手続内容を支援サイトより、常時取得し、受検事務を進めております。

しかしながら、昨今の受検者増加傾向が著しいことや、当協会への受検申請期限を遵守していただけない試験案件が散見されること、更には、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として試験延期したこと等により、受検計画月の調整に苦慮しております。

つきましては、このような状況により、当協会では、現在、受検計画月を下記のとおり調整しておりますのでご承知おきください。

今後とも、技能検定試験に係る事務手続き等へのご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

【試験計画月】

支援サイトから承認された時点より、原則「早くても6ヵ月後程度」

※職種（作業）・等級・人数等によっては、上記以外の調整をする場合があります。

※一旦、取得した試験案件の受検計画月の変更についても、数ヵ月後になる場合があります。

【その他】

支援サイトへの申請は、厚生労働省が推奨している期限内はもとより、上記【試験計画月】を参考に早めの手続きをお願いいたします。

その他、受検申請において、不明点等あれば、お問合せください。

※厚生労働省の“技能実習生の「技能検定」に関する注意点”も併せてご参照ください。

以下URLより、ご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000366212.pdf>

担 当	事業課 技能評価係 第2班
電 話	054 - 345 - 9377
F A X	054 - 345 - 2397